

様式第4号（第7条関係）



令和 4年 7月 21日

東かがわ市議会議長  
井上 弘志 様

東かがわ市議会議員  
(会派・個人・その他)  
氏名 工藤 正和

### 行政視察等報告書

1	日 時	令和 4年 7月 14 日 ~ 令和 4年 7月 15 日	
2	参加者	中川利雄・橋本守・田中貞男・工藤正和・堤弘行・大田稔子	
3	研修目的等	内 容	研修場所
		地域公共交通について	山形県南陽市役所
		森林環境税導入で地方行政が取り組める内容について	参議院議員会館
		公共交通の支援施策について	参議院議員会館
4	研修・調査内容	別紙参照	
5	研修成果	別紙参照  (感想・今後の取り組み等)	
6	費 用	66, 240円	

※領収書(交通費・宿泊費の明細が分かるもの)、研修資料を添付してください。

## 議員研修報告書

令和4年7月21日

東かがわ市議会議長 井上 弘志 様

議員研修について、次のとおり報告します。

報告者 工藤正和  
研修日 令和4年7月14日（木）・15日（金）  
研修地 山形県南陽市・東京都参議院会館

### 1. 7月14日（木）山形県南陽市 地域公共交通について

#### 山形県南陽市の概要

人口 30,148人、世帯数 11,448世帯（令和4.4.1現在）、面積 160.52 km<sup>2</sup>

南陽市は、東に奥羽山脈をひかえ、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた山形県南部の置賜盆地に位置し、北部は山地で南に沃野が開け気候にも恵まれており、米、野菜、果樹などの栽培に適している。また、風光明媚な県南県立自然公園や赤湯温泉など、豊富な観光資源を有する地理的条件に恵まれ、鉄道道路交通網にも恵まれた県南地方の要衝の地である。

#### ・研修・調査内容

南陽市の沖郷地区は長年にわたり公共交通空白地域であったが、地域住民自ら立ち上がり検討協議し、自分たちに必要な地域交通「おきタク」を導入。利用者の声を反映させ、需要に合わせた負担の少ない運行形態・地域住民の負担金により効率的な財政支出を実現し、地域住民が主体となって持続可能な運行を確立し、それを地域住民で支え合っている。その取組が評価され地域公共交通優良団体として国土交通大臣表彰も受けている。

地域公共交通「おきタク」の運行が持続している要因と仕組み等を調査した。

#### ・研修成果

「おきタク」とは、乗用タクシーを活用した地域公共交通で、沖郷地区の全住民で構成する沖郷地区地域公共交通運行協議会が運営する定額タクシーで自宅とおきタクのりばを片道500円でタクシーが利用できる。

#### 「導入までの経過」

住民自ら立ち上がり地域住民全員を構成員と位置づけた協議会（当初は検討会）を設立し、視察、勉強会、アンケート調査を実施し（アンケート回収率は約80%）、検討開始から本格運行まで協議を21回行い、運行内容を入念に検討した。

市交通担当がタクシー事業者等と調整、公民館が協議会の事務局となり住民主体の協議を後方からサポートし、共通認識を共に積み重ねたことで「おきタク」運行の土台を構築している。

本事業でタクシーを利用することで事業者の収益の安定化にも寄与しており、タクシー事業者の存続により地域の交通インフラが維持され、観光等の一般利用者の利便性の維持、継続が図られる。

### 「運用面」

地域の支え合いにより運行するサービスとして、対象者や利用の有無を問わず全世帯（2,513世帯）から負担金（200円/戸・年）を徴収し、継続性と住民の意識向上を図っている。

### 「運行・利用面」

沖郷地区の60才以上の方が対象で、運行時間は平日8時から17時に運行。運行範囲は自宅とおきタクのりば間の移動限定

運送事業者は一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）

利用するには利用申込書を協議会へ提出して登録カードの入手が必須となっており、利用方法は電話で、利用する前日にタクシー会社に電話して、自分の登録番号、自宅出発時間と降車場所、帰りの時間と乗車場所を電話予約する。タクシー利用時には登録カードを提示し利用し降車時に利用後定額料金500円を支払う手順となっている。

精算は運行業者からの請求により協議会がメータ金額との差額を支払う。

### ・所感

持続可能な地域公共交通であるためには、適正な受益者負担と財源の確保、タクシー事業者の人員・車両の確保と移動ニーズにフィットした運行が重要である。地域住民が主体となって持続可能な運行を確立し、それを地域全体で支え合う取り組みでなければ強く感じた。

## 2. 7月15日（金）東京都参議院議員会館 森林環境税導入で地方行政が取り組める内容について

### ・研修・調査内容

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計について調査した。

### ・研修成果

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されている。

森林譲与総額は令和6年度から約600億円で、課税までの間は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する。

森林環境税は令和6年度から課税されることになっており、個人住民税金均等割で、現状は市民税が3,000円/年、県民税が1,000円/年であるが、令和6年度から全ての納税義務者に森林環境税1,000円/年が課税加算され。

### ・所感

森林環境譲与税については、市町村の判断により、幅広い事業を実施可能となっており、東かがわ市の森林環境譲与税剩余額は、令和3年度譲与額は8,514千円、令和6年度以降は譲与総額600億円の配分額となるので、地域の実情に応じた取り組みを検討しなければならない。

森林環境税は国民一人一人に及ぶもので、市民の理解が得られるよう丁寧な解りやすい周知をしてもらいたいものである。

3. 7月15日（金）東京都参議院議員会館 公共交通の支援施策について

・研修・調査内容

公共交通の支援施策のタクシー補助制度は、国の地域公共交通確保維持改善補助金要綱の第2節、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金「活性化法定協議会」は乗用タクシー事業に限り補助率が1/2、上限額が100万円とのことであった。

・研修成果

公共交通の支援施策については、東かがわ市ではこれからの取り組みである。実施する際、現補助制度では利用し難い面があるため、緩和に向けた見直しを検討されるよう伝えた。

以上